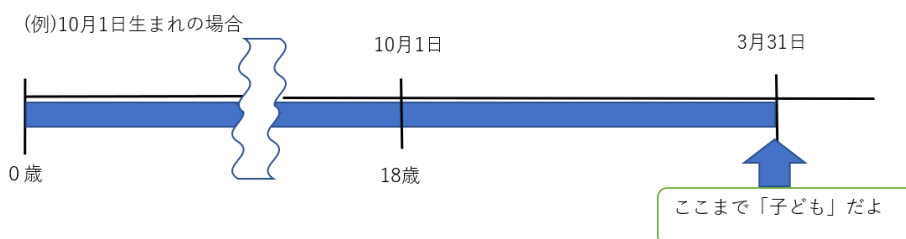




(このきまりの「子ども」「関係施設」とは)

第2条 このきまりに書かれている「子ども」「関係施設」とはこのようことです。

- (1) 子どもとは、生まれてから、18歳の誕生日がきて、そのあとに初めて迎える3月31日までの人のことで、名張市で住んでいる人、名張市の学校に通っている人、名張市で働いている人など、名張市に関わっている子どもはみんなこのきまりで守られます。



- (2) 関係施設とは、保育所、幼稚園、学校など子どもが入ったり、通ったり、利用したりする施設のことです。

(もとになる考え)

第3条 名張市や名張市民は、子どもの権利を大切に、子どもたちが元気でたくましく成長できるまちづくりをします。

(市役所の役割)

第4条 子どもにとって一番よいことをよく考えて、いろんな取り組みをします。

(名張市に住む人の役割)

第5条 子どもが楽しく生活し、勉強できるようなまちづくりをします。

(会社やお店を経営している人の役割)

第6条 会社などは、働いている人の子どもや、働いている子どもの権利を守るため、市の取り組みに協力します。





(保護者の役割)

第7条 保護者は子どもを育てる一番大切な人です。子どもの成長のため愛情を注ぎ、保護者としてふさわしい行動をします。

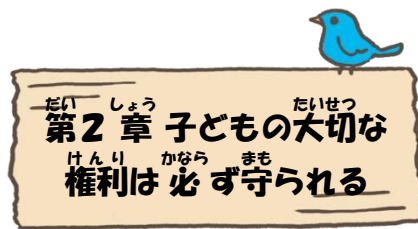
(学校などの役割)

第8条 保育所・幼稚園・学校などは、子どもが自分で考えて学べるようにします。また、住民と協力して、子どもの活動が安全にできるようにします。

2 保育所・幼稚園・学校などは、市民に活動の情報を知らせます。また、みんなの意見を取り入れて活動します。

(子どもの役割)

第9条 子どもは、ほかの人にも権利があることを知り、おたがいの権利を大切にします。



(生きる権利)

第10条 子どもは、命が守られ、大切にされ、安心して生活することができます。

(育まれる権利)

第11条 子どもは、みんなから大切にされ、自分の成長に合った勉強をすることができます。遊んだり、好きなことをしたり、ゆっくり休むこともできます。

(守られる権利)

第12条 子どもは、いろんな暴力やいじめなどから守られます。人に知られたくない秘密は守られます。ほかの人から自分の誇りを傷つけられない権利があります。





(参加する権利)

第13条 子どもは、自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、いろいろな活動に参加したりすることができます。

(してはならないこと)

第14条 すべての人は、子どもの権利を侵害してはいけません。

(権利が侵害されたとき)

第15条 名張市は子どもの権利が守られなかった時には、できるだけ早く、一番よい方法で子どもを助けます。

2 子どもの権利にかかわる相談を受けた時は、その関係するところと協力して、子どもの権利を守ります。人の権利を守らなかった子どもがいる時は、その子どもについてもよい方法を考えます。

3 名張市は、保育所・幼稚園・学校などと協力して、虐待、体罰やいじめが起こらないようにしたり、早く発見できるような取り組みをすすめます。

4 保育所・幼稚園・学校などは、子どもが虐待、体罰、いじめについて安心して相談できる仕組みを作るとともに、起こらないようにするための学習などをします。

(権利を守ること)

第16条 市長が「子どもの権利救済委員会」をつくります。

2 すべての人は子どもの権利について救済委員会に相談することができます。

3 救済委員会は、相談を受けたら、そのことについて調査や話し合いをします。

4 救済委員会は、調査や話し合いを進めるなかで必要があるときは、関係する人や団体に對して説明することを求めたり、書類などを見せるように求めることができます。

5 救済委員会は、調査や話し合いを進めるなかで必要があるときは、相談を受けた本人やその関係者から話を聞いたり、関係者の協力を得て、書類などを見せるように求めることができます。

6 救済委員会は、調査や話し合いを進めた結果、必要な場合は、関係者によりよい手立て





を**ようきゅう**するように**ようきゅう**要求できます。

7 救済委員会は、子どもの**けんり**権利について**そうだん**相談を受けた日**ひ**から90日以内**にちい**に、**そうだん**相談を受けたこと**こと**について**ちようさ**調査した**けっか**結果や、その**けっか**結果にも**な**と**お**つき直して**こと**ほしい**ばあ**事柄**ごと**があった**ばあ**場合にはそのことを**しちよう**市長に**ほうこく**報告すると**そうだん**ともに、**う**相談を受けた**ほんにん**本人へ**し**知らせる**どりよく**ように**どりよく**努力しなければ**なり**なりません。

8 救済委員会は**とくべつ**特別な**ちしき**知識や**けいけん**経験**も**を持った**ひと**人**なか**の中から**にんい**3人以内**しちよう**、**ねが**市長が**ねが**お願いして**や**してもら**い**ます。

9 委員は**ねんかん**2年間**しごと**その**しごと**仕事を**し**します。

10 救済委員会のこと**ひつよう**について**べつ**必要な**べつ**ことは、**べつ**別に**きまり**きまり**つくり**をつくり**ま**します。



**第3章 子どもの権利を
みんなに知ってもらうために**

(市民の理解)

第17条 **なばりし**名張市は、**けんり**子どもの**けんり**権利について**しみん**市民に**りかい**理解**し**てもら**え**る**よう**に**し**ま**す**。

2 **かてい**家庭、**がっこう**学校、**ちいき**地域、**しゃかい**社会、**かいしゃ**会社などで、**こども**子どもの**けんり**権利**がくしゅう**についての**がくしゅう**学**び**が**な**さ**れ**る**よう**に**と**り**あ**わ**せ**る**よう**に**し**ま**す**。同時に、**しみん**市民**が**自**しじゆてき**主的**と**に**と**り**あ**わ**せ**る**こども**子どもの**けんり**権利**について**の**べんきようかい**勉強会**など**を**たす**助**け**る**よう**に**し**ま**す**。

3 **なばりし**名張市は**けんり**子どもの**けんり**権利**にかか**る**しごと**仕事**を**して**い**る**ひと**人**たち**に**けんり**子どもの**けんり**権利**について**の**べんきよう**勉強**し**て**ま**もら**え**る**よう**に**し**ま**す**。

(子どもの権利をかんが**える**しゅうかん**週間)**

第18条 **けんり**子どもの**けんり**権利**について**の**しみん**市民に**りかい**理解**し**て**ま**もら**う**た**め**に、**なばりし**名張市**けんり**子どもの**けんり**権利**を****かんが**え**る**週**かん**（**けんりしゅうかん**子ども**けんり**権利週**かん**）**を**つ**く**り**ま**す。

2 **けんりしゅうかん**子ども**けんり**権利週**かん**では、**おお**多**く**の**しみん**市民**さんか**参加**し**て**ま**もら**え**る**よう**な**ぎやうじ**行事**を**し**ま**す。





だい しょう あか
第4章 子どもが明るく
 げんき そだ
元気に育つために

(もとになる^{かんが}考えかた)

第19条 名張市は、子どもの大切な権利が守られ、子どもが健康に育つように、子どもを取り巻くすべての環境を整えます。

2 子どもが自分からスポーツ、文化、読書などの活動をするための場所づくりをすすめます。

(計 画)

第20条 名張市は子どもが健全に育つための基本計画を作ります。

2 名張市は、子どもが明るく元気に育つための基本計画を子どもの意見を取り入れて作ります。

3 基本計画は5年ごとに見直します。

4 市長は、基本計画の進み具合を議会に報告します。

(市の計画を進めるためのしくみ)

第21条 名張市は子どもが明るく元気に育つための基本計画を進めるための仕組みを作ります。

2 市長は、市長を本部長とする「子ども健全育成推進本部」を作ります。

(子ども会議)

第22条 市長は子どもの意見が言える場として、子ども自身により運営される子ども会議を開きます。

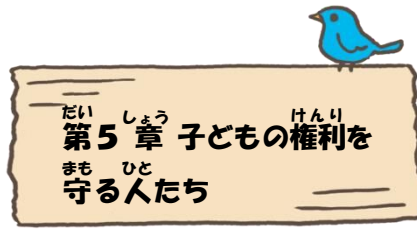
2 子ども会議では子どもがその進め方を決め、決定したことを市長に提案することができます。

3 市長や市は、子ども会議で出された意見を大切にします。



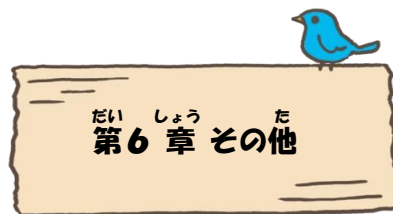


4 市長や市は子ども会議にはあらゆる子どもが参加でき、その会議がうまく進むように
手助けをします。



(子ども権利委員会)

- 第23条 市長は子どもの権利を守ることを進めるために子ども権利委員会を作ります。
- 2 子ども権利委員会は子どもに関する取り組みについて、調べたり考えたりします。
- 3 子ども権利委員会のメンバーは10人以内で、人権、教育、福祉など子どもにかかわる
仕事をしている人や、市長が良いと認める人を、市長がお願いしてやってもらいます。
- 4 委員の仕事は2年間です。
- 5 子ども権利委員会は、必要な時は、委員以外の人からも意見を聞くことができます。
- 6 市長は子ども権利委員会の決めたことを大切に、必要な取り組みをします。
- 7 子ども権利委員会の仕組みや進め方などは、市長が決めます。



(このきまり以外のこと)

第24条 このきまりのほか、必要なことから、別にきまりをつくります。

このきまりは平成19年1月1日から始まります。第20条は平成19年4月1日から
始まります。

